

2025年7月25日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区永田町二丁目4番8号  
大和ハウスリート投資法人  
代表者名 執行役員 齊藤 毅  
(コード番号: 8984)

資産運用会社名

大和ハウス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 成宮 浩司  
問合せ先  
大和ハウスリート本部ファンド企画部長 朝比奈孝祐  
TEL. 03-3595-1265

### 投資口の分割及び規約の一部変更に関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、投資口の分割（以下「本分割」といいます。）及び規約の一部変更を行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本分割の目的

投資口の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、更なる投資家層の拡大と投資口の流動性向上を図ることを目的として、本分割を行います。

#### 2. 本分割の概要

##### (1) 本分割の方法

2025年8月31日を基準日として、同日（注）における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する本投資法人の投資口を、1口につき2口の割合をもって分割します。

（注）同日は投資主名簿等管理人の休業日のため、基準日は実質的には2025年8月29日となります。

##### (2) 本分割により増加する投資口等

本分割前の発行済投資口の総口数	:	2,295,239 口
本分割により増加する投資口の総口数	:	2,295,239 口
本分割後の発行済投資口の総口数	:	4,590,478 口
本分割後の発行可能投資口の総口数	:	16,000,000 口（注）

（注）後記「3. 規約の一部変更」をご参照ください。

##### (3) 本分割の日程

基準日公告日	:	2025年8月15日（予定）
基準日	:	2025年8月31日（注）
効力発生日	:	2025年9月1日

（注）同日は投資主名簿等管理人の休業日のため、基準日は実質的には2025年8月29日となります。

### 3. 規約の一部変更

#### (1) 変更の理由

本分割の割合に応じて、規約に定める発行可能投資口の総口数を増加させるため、投資信託及び投資法人に関する法律第 81 条の 3 第 2 項により準用される会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、投資主総会の決議によることなく、本投資法人役員会の決議により、規約を一部変更します。

#### (2) 変更の内容

(下線は変更箇所を示しています。)

変更前	変更後
第 2 章 投資口 第 5 条 (発行可能投資口総口数等) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>800 万口</u> とする。	第 2 章 投資口 第 5 条 (発行可能投資口総口数等) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>1,600 万口</u> とする。

#### (3) 変更の日程 (効力発生日)

2025 年 9 月 1 日

### 4. 1 口当たり予想分配金の修正

本分割及び本日付「国内不動産信託受益権の取得及び譲渡に関するお知らせ」に記載の D プロジェクト町田の譲渡による影響を織り込み、2025 年 8 月期 (2025 年 3 月 1 日～2025 年 8 月 31 日) 及び 2026 年 2 月期 (2025 年 9 月 1 日～2026 年 2 月 28 日) の運用状況及び分配金の予想を修正しています。詳細につきましては、本日付で公表の「2025 年 8 月期及び 2026 年 2 月期の運用状況及び分配金の予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

\* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.daiwahouse-reit.co.jp/>